

春日部市男女共同参画推進条例

我が国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等をうたい、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、さらに男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動しながら様々な施策を講じてきました。

春日部市は、誰もが平等で平和な生活を送ることができる社会実現のため、県下に先駆けて、男女共同参画を推進するための拠点施設を開設し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者等への暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだに多くの課題が存在しています。

春日部市が、埼玉県東部地域の中核都市として、また、将来にわたって豊かで活力あるまちとして発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。

私たちのまち「春日部市」は、市民一人ひとりの価値観や生活様式に照らし合わせ、豊かに生活でき、男女が社会の対等な構成員として自らの意思と責任により、あらゆる分野へ共同参画する社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに市の施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共同して責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (5) 配偶者等 配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を旨として行わなければならない。

- (1) 男女が性別によって差別されることなく、あらゆる場で人類が共有する普遍的価値である人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。
- (2) 男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。
- (3) 配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。
- (4) 社会における制度及び慣習が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。
- (5) 男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な外国人へ配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国及び県等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって男女が共同して参画できる体制を整備するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等への暴力その他の性別に起因する暴力及び性的いやがらせを行ってはならない。

(性別による権利侵害への対応)

第8条 市は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談の窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第9条 市は、配偶者等からの暴力の防止に努め、配偶者等からの暴力を受けた者に対し、関係機関と協力して支援するものとする。

(広報物への留意等)

第10条 市は、広報物を作成するに当たっては、その表現において基本理念に留意しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、広報物を基本理念に留意して作成するよう啓発しなければならない。

(教育及び学習)

第11条 市及び教育に携わる者は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場での教育及び学習の機会を確保し、男女における人権尊重並びに平等に関する教育及び学習を推進しなければならない。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会形成の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進体制)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者からの苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。